

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>（再生可能エネルギー）</p> <p>第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料等を除く。）をいう。以下同じ。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。</p> <p>（温室効果ガス排出量の算定方法）</p> <p>第三条の三 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める方法は、別表第一に定めるとおりとする。ただし、<u>第四条の十一の三第一項第一号、第四条の十七第二項、第四条の十八第二項第二号及び第三号、第四条の十九第六項並びに別表第一の三の三の特定温室効果ガス年度排出量にあつては、別表第一の三に定めるとおりとする。</u></p> <p>（地球温暖化係数）</p> <p>第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 メタン <u>二十八</u></p> <p>三 一酸化二窒素 <u>二百六十五</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（再生可能エネルギー）</p> <p>第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（<u>原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）</u>を除く。）をいう。以下同じ。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。</p> <p>（温室効果ガス排出量の算定方法）</p> <p>第三条の三 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める方法は、別表第一に定めるとおりとする。</p> <p>（地球温暖化係数）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 メタン <u>二十五</u></p> <p>三 一酸化二窒素 <u>二百九十八</u></p>

四 トリフルオロメタン 一万二千四百
 五 ジフルオロメタン 六百七十七
 六 フルオロメタン 百十六
 七 一・一・一・二・二ペンタフルオロエタン 三千百七十
 八 一・一・二・二テトラフルオロエタン 千四百二十
 九 一・一・一・二テトラフルオロエタン 千三百
 十 一・一・二トリフルオロエタン 三百二十八
 十一 一・一・一トリフルオロエタン 四千八百
 十二 一・二ジフルオロエタン 十六
 十三 一・一ジフルオロエタン 百三十八
 十四 フルオロエタン 四
 十五 一・一・一・二・三・三・三ヘキサフルオロプロペン
三千三百五十
 十六 一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロペン 八千
六十
 十七 一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロペン 千三
百三十
 十八 一・一・一・二・二・三ヘキサフルオロプロペン 千一
百十
 十九 一・一・二・二・三ペンタフルオロプロペン 七百十六
 二十 一・一・一・三・三ペンタフルオロプロペン 八百五十
八

四 トリフルオロメタン 一万四千八百
 五 ジフルオロメタン 六百七十五
 六 フルオロメタン 九十二
 七 一・一・一・二・二ペンタフルオロエタン 三千五百
 八 一・一・二・二テトラフルオロエタン 千四
 九 一・一・一・二テトラフルオロエタン 千四百三十
 十 一・一・二トリフルオロエタン 三百五十三
 十一 一・一・一トリフルオロエタン 四千四百七十
 十二 一・二ジフルオロエタン 五十三
 十三 一・一ジフルオロエタン 百二十四
 十四 フルオロエタン 十二
 十五 一・一・一・二・三・三・三ヘキサフルオロプロペン
三千二百一十
 十六 一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロペン 九千
八百十
 十七 一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロペン 千三
百七十
 十八 一・一・一・二・二・三ヘキサフルオロプロペン 千三
百四十
 十九 一・一・二・二・三ペンタフルオロプロペン 六百九十
三
 二十 一・一・一・三・三ペンタフルオロプロペン 千三十

- 二十一 一・一・一・三・三一ペンタフルオロブタン 八百四
- 二十二 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオ
ロペンタン 千六百五十
- 二十三 パーフルオロメタン 六千六百三十
- 二十四 パーフルオロエタン 一万二千百
- 二十五 パーフルオロプロパン 八千九百
- 二十六 パーフルオロシクロプロパン 九千二百
- 二十七 パーフルオロブタン 九千二百
- 二十八 パーフルオロシクロブタン 九千五百四十
- 二十九 パーフルオロペンタン 八千五百五十
- 三十 パーフルオロヘキサン 七千九百十
- 三十一 パーフルオロデカリン 七千九百十
- 三十二 六ぶつ化いおう 二万三千五百
- 三十三 三ぶつ化窒素 一万六千百

第三条の五 (現行のとおり)

(一の建物等とみなす近隣の建物等)

第三条の六 ~~条例第五条の七第六号に規定する規則で定める所有者
は、条例第五条の八第二項に規定する事業所を所有している事業
者とする。~~

21 (現行のとおり)

一 建物等の所有者(前項に規定する所有者をいう。以下この条
及び第四条の二十一の四において同じ。)が、当該建物等に隣

- 二十一 一・一・一・三・三一ペンタフルオロブタン 七百九十
四
- 二十二 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオ
ロペンタン 千六百四十
- 二十三 パーフルオロメタン 七千三百九十
- 二十四 パーフルオロエタン 一万二千二百
- 二十五 パーフルオロプロパン 八千八百三十
- 二十六 パーフルオロシクロプロパン 一万七千三百四十
- 二十七 パーフルオロブタン 八千八百六十
- 二十八 パーフルオロシクロブタン 一万三百
- 二十九 パーフルオロペンタン 九千六百十
- 三十 パーフルオロヘキサン 九千三百
- 三十一 パーフルオロデカリン 七千五百
- 三十二 六ぶつ化いおう 二万二千八百
- 三十三 三ぶつ化窒素 一万七十二百

第三条の五 (略)

(一の建物等とみなす近隣の建物等)

第三条の六 (新設)

(略)

一 建物等の所有者が、当該建物等に隣接する建物等を所有する
場合(建物と建物とが隣接する場合にあつては一の建物の大部

接する建物等を所有する場合（建物と建物とが隣接する場合にあつては一の建物の大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が他の建物において同一であるときに限り、建物と施設とが隣接する場合にあつては知事が別に定めるときを除く。）

二（現行のとおり）

第三条の七（現行のとおり）

（指定地球温暖化対策事業所等）

第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第六号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、当該合算した量（第四条の十一の二において「一次エネルギー換算量」という。）を、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に

分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が他の建物において同一であるときに限り、建物と施設とが隣接する場合にあつては知事が別に定めるときを除く。）

二（略）

第三条の七（略）

（指定地球温暖化対策事業所等）

第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第六号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体に

掲げる者（住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。）が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。

一（現行のとおり）

アからエまで（現行のとおり）

オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次号から第六号までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合

二から六まで（現行のとおり）

2及び3（現行のとおり）

第四条の二及び第四条の三（現行のとおり）

（事業所の所有事業者等）

第四条の四（現行のとおり）

一及び二（現行のとおり）

三 当該事業所を所有している事業者（条例第五条の八第二項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴う特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等

における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。

一（略）

アからエまで（略）

オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次号から第六項までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場

合

二から六まで（略）

2及び3（略）

第四条の二及び第四条の三（略）

（事業所の所有事業者等）

第四条の四（略）

一及び二（略）

三 当該事業所を所有する事業者が特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴う特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等の設置又は更新（以下この条及び第四条の二十一の四において「設備更新等」という

の設置又は更新（以下この条及び第四条の二十一の四において「設備更新等」という。）に係る業務を委託されたもの

四及び五（現行のとおり）

六 当該事業所の特定温室効果ガス排出量（次項の届出の日の属する年度の前年度の四月から当該届出の日の属する月の前月までの間で当該届出を行う者が選択する連続する十二箇月の特定温室効果ガス排出量とする。以下この号において同じ。）の五割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者（二以上の事業者（当該事業所の特定温室効果ガス排出量の一割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者に限る。）が当該事業所の使用に伴い排出している特定温室効果ガス排出量の合計が五割以上である場合にあつては、当該二以上の事業者）又は特定テナント等事業者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は前各号若しくは第八号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。

七 当該事業所の住居の用に供する部分のみを所有する者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は第一号から第五号まで若しくは次号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。

八（現行のとおり）

2から4まで（現行のとおり）

（特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出）

第四条の五（現行のとおり）

一から四まで（現行のとおり）

。）に係る業務を委託されたもの

四及び五（略）

六 当該事業所の特定温室効果ガス排出量（次項の届出の日の属する年度の前年度の四月から当該届出の日の属する月の前月までの間で当該届出を行う者が選択する連続する十二箇月の特定温室効果ガス排出量とする。以下この号において同じ。）の五割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者（二以上の事業者（当該事業所の特定温室効果ガス排出量の一割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者に限る。）が当該事業所の使用に伴い排出している特定温室効果ガス排出量の合計が五割以上である場合にあつては、当該二以上の事業者）又は特定テナント等事業者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は前各号若しくは次号に掲げる者と合わせて温室

（新設）

七（略）

2から4まで（略）

（特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出）

第四条の五（略）

一から四まで（略）

五 前二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）~~、燃料等使用量及び燃料等の排出係数（当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。）~~

六 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

第四条の六 （現行のとおり）

（事業所区域の変更）

第四条の六の二 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

二 （現行のとおり）

ア及びイ （現行のとおり）

ウ ~~ア及びイの量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点、燃料等使用量及び燃料等の排出係数~~

三 （現行のとおり）

4 から 6 まで （現行のとおり）

第四条の七及び第四条の八 （現行のとおり）

（義務履行期限）

第四条の九 （現行のとおり）

五 前二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）及び燃料等の使用量

六 （略）

2 （略）

第四条の六 （略）

（事業所区域の変更）

第四条の六の二 （略）

2 （略）

3 （略）

一 （略）

二 （略）

ア及びイ （略）

ウ ~~ア及びイの量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域~~及び燃料等使用量監視点

三 （略）

4 から 6 まで （略）

第四条の七及び第四条の八 （略）

（義務履行期限）

第四条の九 （略）

1 (現行のとおり)

1 削減義務期間の終了の年度の翌々年度の四月三日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第二項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了していない場合(特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く。)当該決定、変更、減少又は提出の手続が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

2 (現行のとおり)

(その他ガス削減量)

第四条の九の二 (現行のとおり)

2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間(平成二十二年度、平成二十七年度、令和二年度及び令和七年度から始まる削減計画期間とする。)内においてその他ガス削減量を算定する年度(以下この条において「算定年度」という。)ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量(基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量)から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その

1 (略)

1 削減義務期間の終了の年度の翌々年度の四月三日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第二項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、~~条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少~~、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了していない場合(特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く。)当該決定、変更、減少又は提出の手続が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

2 (略)

(その他ガス削減量)

第四条の九の二 (略)

2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間(平成二十二年度、平成二十七年度及び令和二年度から始まる削減計画期間とする。)内においてその他ガス削減量を算定する年度(以下この条において「算定年度」という。)ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量(基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量)から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量

他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

3 及び 4 (現行のとおり)

第四条の十 (現行のとおり)

(超過削減量)

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量の算定の対象として知事が認める年度の最後の年度までの各年度における第一号の量を合計した量のうち、当該各年度における第二号の量を合計した量を超過した量に、第三号の割合を乗じて得られる量とする。

一 基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量

二 (現行のとおり)

三 第一号の量のうち、知事が別に定める方法で算定する量の占める割合

2 | 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める上限の量は、基準排出量に二十分の十二を乗じて得た量から基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を減じて得た量とする。

(都内削減量)

第四条の十一の二 条例第五条の十一第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、都内削減量を算定する事業所等における第一号の量から第二号及び第三号の量を控除した量

を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

3 及び 4 (略)

第四条の十 (略)

(超過削減量)

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量の算定の対象として知事が認める年度の最後の年度までの各年度における第一号の量を合計した量のうち、当該各年度における第二号の量を合計した量を超過した量とする。

一 基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量
(基準排出量の二分の一を上限とする。)

二 (略)

(新設)

(新設)

(都内削減量)

第四条の十一の二 条例第五条の十一第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、都内削減量の発行が可能な期間(都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又

を、知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量とする。ただし、地球温暖化対策事業者等が、当該事業所等に係る地球温暖化対策報告書を知事に提出した年度の前年度の末日時点で第四条第一項第一号に掲げる者（第五条の十七第二項に規定する要件に該当するものを除く。）に該当する場合には、第一号の量から第二号の量を控除した量のうち知事が別に定める量を知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量とする。

一 当該地球温暖化対策報告書に記載したエネルギーの使用の削減に係る目標に関し、当該地球温暖化対策事業者等が選択した基準となる年度の一次エネルギー換算量

一 都内削減量の発行が可能な年度（地球温暖化対策報告書が知事に提出された年度とする。）の前年度の一次エネルギー換算量

三 第一号の量に、当該基準となる年度に応じた達成すべき削減率（事業所等におけるエネルギーの使用の削減に係る達成すべき水準として地球温暖化対策指針に定める削減率をいう。）を乗じて得られる量

第四条の十一の三及び第四条の十二（現行のとおり）

（その他削減量）

第四条の十三（現行のとおり）

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に

は当該年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。）内において都内削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。

一 都内削減量を算定する事業所等について、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量から算定年度の特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量

一 特定温室効果ガス年度排出量を削減する対策として知事が別に定める対策又は知事が特に認める対策のうち都内削減量を算定する事業所等において実施されているすべての対策（知事が別に定める年度以降に実施されたものに限る。）について、当該対策を実施した場合に見込まれる特定温室効果ガス年度排出量の削減量として知事が別に定める方法により算定する量を合計した量

第四条の十一の三及び第四条の十二（略）

（その他削減量）

第四条の十三（略）

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令附則第八条の

関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「旧特別措置法施行規則」という。）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

一 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの（以下「口座等」という。）に記録された電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量（指定地球温暖化対策事業所において、当該電気等環境価値保有量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。）

三 （現行のとおり）

第四条の十三の二 （現行のとおり）

（義務充当の失効）

第四条の十四 （現行のとおり）

規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「なお効力を有する旧特別措置法施行規則」という。）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

一 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの（以下「口座等」という。）に記録された電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

三 （略）

第四条の十三の二 （略）

（義務充当の失効）

第四条の十四 （略）

<p>一 環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号若しくは第二号に該当するものに係る電気等環境価値保有量</p>	<p>ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第三条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規定による基準利用量の減少及びこれに類するものとして知事が指定する用途 イ及びウ（現行のとおり）</p>
<p>一（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>

2 （現行のとおり）

（特定温室効果ガス年度排出量等の検証）

第四条の十五 条例第五条の十一第四項に規定する規則で定める事項及び規則で定める基準は、別表第一の三の二のとおりとする。

（削減義務率）

第四条の十六 （現行のとおり）

2 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第二期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年まで特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所、事業所区域の変更に伴い新たな指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所（以下「新指定事業所」という。）であつて平成二十六年まで特定地球温暖化対策事業

<p>一 環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号若しくは第二号に該当するものに係る電気等環境価値保有量</p>	<p>ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第四条の規定によりなお効力を有するものとされた同法附則第三条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規定による経過措置利用量の減少 イ及びウ（略）</p>
<p>一（略）</p>	<p>（略）</p>

2 （略）

（特定温室効果ガス年度排出量等の検証）

第四条の十五 条例第五条の十一第四項に規定する規則で定める事項及び規則で定める基準は、別表第一の三のとおりとする。

（削減義務率）

第四条の十六 （略）

2 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第二期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年まで特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所及び事業所区域の変更に伴い新たな指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所（以下「新指定事業所」という。）であつて平成二十六年まで特定地球温暖化対策事

所に該当した事業所の区域の全部又は一部を含むもの及び知事が
 条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として
 定めた事業所（平成二十六年年度までに特定地球温暖化対策事業所
 に該当し、平成二十七年年度以後に同号に規定する指定の取消しを
 受けたものに限る。）（以下「第一期該当事業所」という。）に
 あつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年年度以後に特定地球
 温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる
 割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(二) (一)以外のもの	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二 第二区分事業所		(現行のとおり)	(現行のとおり)

3 から5まで (現行のとおり)

6| 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める令
 和七年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第
 四期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の
 種類に応じ、第一期該当事業所にあつては当該中欄に掲げる割合
 、平成二十七年年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事
 業所又は知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基

業所に該当した事業所の区域の全部又は一部を含むもの（以下「
 第一期該当事業所」という。）にあつては当該中欄に掲げる割合
 、平成二十七年年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事
 業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	(略)	(略)
	(二) (一)以外のもの	(略)	(略)
二 第二区分事業所		(略)	(略)

3 から5まで (略)

(新設)

準排出量として定めた事業所（平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当し、同号に規定する指定の取消しを受けたものに限る。）にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所	百分の五十	百分の四十
	ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所		一
	(二) (一)以外のもの	百分の四十 八	百分の三十 九
二 第二区分事業所		百分の四十 八	百分の三十 九

(新設)

7 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減して得た割合とする。

(新設)

事業所の種類	割合
一 第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるもの（三に掲げる事業所を除く。）	百分の二
二 知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された電気に	百分の三

(新設)

係る原油換算エネルギー使用量の、 当該期間における全ての燃料等に係 る原油換算エネルギー使用量に占め る割合が平均で二割未満である事業 所（三に掲げる事業所を除く。）	
三 一及び二のいずれにも該当する事 業所	百分の五

(基準排出量)

第四条の十七 (現行のとおり)

2 条例第五条の十三第一項第二号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量）とする。ただし、特定地球温暖化対策事業所であつて燃料等の供給を主たる事業とする事業所に限り、本文の特定温室効果ガス年度排出量を、当該事業に係る燃料等の量（燃料の供給を主たる事業とする事業所にあつては、当該事業所が供給する燃料の量に当該燃料の一単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量とする。）に、別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分に応じた排出係数を乗じて得た量に代えることができる。

(基準排出量)

第四条の十七 (略)

2 条例第五条の十三第一項第二号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量）とする。

3 (現行のとおり)

4| ~~条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める要件は、第四条の八第三項第二号に該当することとする。~~

5| ~~条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する規則で定める方法は、第四条の十九第六項に定める方法とする。この場合において、同項中「当該状況の変更の前の基準排出量」とあるのは、「削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量」とする。~~

6| ~~条例第五条の十三第一項第四号に規定する規則で定める方法により算定する量は、別表第一の三の三に定めるとおりとする。~~
(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 排出活動指標の種類及び排出活動指標値(条例第五条の十三第一項第二号及び第三号の事業所の場合に限る。)

五 第二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量

3及び4 (現行のとおり)

第四条の十八の二及び第四条の十九 (現行のとおり)
(優良特定地球温暖化対策事業所)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、認定を受ける期間の開始の年度の四月一日から九月末日まで(条例第五条の八の二第三項の規定による指定があつた年度にあつては、当該指定の日から九十日を経過した日まで)に、別記第一号様式

3 (略)

(新設)

(新設)

4| ~~条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、別表第一の三の二に定めるとおりとする。~~
(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (略)

2 (略)

一から三まで (略)

四 排出活動指標の種類及び排出活動指標値(条例第五条の十三第一項第二号の事業所の場合に限る。)

五 第二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等の使用量

3及び4 (略)

第四条の十八の二及び第四条の十九 (略)
(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、削減義務率を減少する期間の開始の年度の四月一日から九月末日まで(条例第五条の八の二第三項の規定による指定があつた年度にあつては、当該指定の日から九十日を経過した日まで)に、別記第

の十五による優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに申請できない場合にあつては、知事が別に定める日まで（同項の規定による指定があつた年度にあつては、当該指定の日から九十日を経過した日まで）に行うものとする。

2 (現行のとおり)

3 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める超過削減量の上限の量は、第四条の十一第二項の規定にかかわらず、基準排出量から基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を減じて得た量とする。

(削る)

(削る)

4 (現行のとおり)

5 条例第五条の十五第四項による通知は、別記第一号様式の十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により行うものとする。

第四条の二十一から第四条の二十一の三の二まで (現行のとおり)

一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2 (略)

3 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める値は、次に掲げる特定地球温暖化対策事業所の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所（次号の事業所を除く。） 第四条の十六各項に規定する削減義務率の四分之三

一 地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所 第四条の十六各項に規定する削減義務率の二分の一

4 (略)

5 知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを認めるときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により通知するものとする。

第四条の二十一から第四条の二十一の三の二まで (略)

)

(一般管理口座の開設)

第四条の二十一の四 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

都内削減量	一及び二 (現行のとおり)
都外削減量	一から三まで (現行のとおり)
環境価値換算量	一 当該環境価値換算量を算定する再生可能エネルギーを変換して発電する設備を所有する者 二及び三 (現行のとおり)
その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの	(現行のとおり)

四及び五 (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

第四条の二十一の五から第四条の二十一の七の二まで (現行のとおり)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

(一般管理口座の開設)

第四条の二十一の四 (略)

一及び二 (略)

三 (略)

都内削減量	一及び二 (略)
都外削減量	一から三まで (略)
環境価値換算量	一 当該環境価値換算量を算定する再生可能エネルギーを変換して発電する設備の所有者 二及び三 (略)
その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの	(略)

四及び五 (略)

2から6まで (略)

第四条の二十一の五から第四条の二十一の七の二まで (略)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの 旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類（当該その他削減量を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電気事業者の発電所（変電所を含む。）の削減義務の履行に充てる場合を除く。）

三及び四 （現行のとおり）

4及び5 （現行のとおり）

（判決による振替）

第四条の二十一の九 条例第五条の二十二第二項に規定する申請をすべきことを内容とする確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において同じ。）があつた場合においては、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けべき口座名義人が、確定判決の内容を証する書面の正本又は認証のある謄本（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百七十七条第一項ただし書に規定する場合にあつては、執行力のある債務名義の正本とする。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において「判決書等」という。）を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて、知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

第四条の二十一の十 （現行のとおり）

（知事による超過削減量の発行）

二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの なお効力を有する旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類（当該その他削減量を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電気事業者の発電所（変電所を含む。）の削減義務の履行に充てる場合を除く。）

三及び四 （略）

4及び5 （略）

（判決による振替）

第四条の二十一の九 条例第五条の二十二第二項に規定する申請をすべきことを内容とする確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において同じ。）があつた場合においては、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けべき口座名義人が、確定判決の内容を証する書面の正本又は認証のある謄本（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百七十四条第一項ただし書に規定する場合にあつては、執行力のある債務名義の正本とする。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において「判決書等」という。）を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて、知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

第四条の二十一の十 （略）

（知事による超過削減量の発行）

第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後、当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項又は第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による認定、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少及び条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手續が完了したことを認めるときは、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に、自ら超過削減量を発行するものとする。

第四条の二十一の十一の二から第四条の二十二まで（現行のとおり）

（再生可能エネルギーを交換して得られる電気及び熱の量）

第四条の二十二の二 条例第五条の二十五第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、知事が別に定める電気及び熱の利用方法の区分に応じ知事が別に定める方法により算定する量とする。

（地球温暖化対策計画書）

第四条の二十三 条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の十九による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合に

第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後、当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項又は第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少及び条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手續が完了したことを認めるときは、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に、自ら超過削減量を発行するものとする。

第四条の二十一の十一の二から第四条の二十二まで（略）

（新設）

（地球温暖化対策計画書）

第四条の二十三 条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の十九による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

つては、知事が別に定める日まで（指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行うものとする。

2 条例第六条第十一号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 から四まで （現行のとおり）

五 条例第六条第六号の量の算定体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点、燃料等使用量及び燃料等の排出係数

六 及び七 （現行のとおり）

第四条の二十四及び第四条の二十五 （現行のとおり）

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六 （現行のとおり）

一 から四まで （現行のとおり）

五 前号の量の算定の基となる燃料等使用量及び燃料等の排出係数

六 前年度における特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを交換して得られる電気及び熱の量

七 から九まで （現行のとおり）

2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等

2 条例第六条第九号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 から四まで （略）

五 条例第六条第六号の量の算定体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量

六 及び七 （略）

第四条の二十四及び第四条の二十五 （略）

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六 （略）

一 から四まで （略）

五 前号の量の算定の基となる燃料等使用量

（新設）

六 から八まで （略）

2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等

地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあつては、知事が別に定める日まで（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行うものとする。

3及び4（現行のとおり）

第四条の二十七（現行のとおり）

（事業者による地球温暖化対策計画の公表等）

第五条（現行のとおり）

一から三まで（現行のとおり）

四 前年度における特定温室効果ガス年度排出量、その他ガス年度排出量並びに特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量

五（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。

3及び4（略）

第四条の二十七（略）

（事業者による地球温暖化対策計画の公表等）

第五条（略）

一から三まで（略）

四 前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量

五（略）

2（略）

3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条の二 (現行のとおり)

一 及び二 (現行のとおり)

三 前年度における特定温室効果ガス年度排出量その他条例第五
条の十一第一項の義務の履行に関する事項、その他ガス年度排
出量並びに特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可
能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量

四 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

第五条の三から第五条の四の三まで (現行のとおり)

(検証機関等の登録の区分)

第五条の五 (現行のとおり)

一 から四まで (現行のとおり)

五 条例第五条の十五第一項に規定する知事が別に定める基準 (以下「優良事業所基準」という。) への適合の検証

~~六~~

(検証機関の登録の申請)

第五条の六 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 検証機関登録申請者の役員が条例第八条の九第一項第五号ア

(知事による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条の二 (略)

一 及び二 (略)

三 前年度における特定温室効果ガス年度排出量その他条例第五
条の十一第一項の義務の履行に関する事項及びその他ガス年度
排出量

四 (略)

2 及び 3 (略)

第五条の三から第五条の四の三まで (略)

(検証機関等の登録の区分)

第五条の五 (略)

一 から四まで (略)

五 条例第五条の十五第一項に規定する知事が別に定める基準 (以下「優良事業所基準」という。) への適合の検証 (第一区分
事業所の検証に限る。)

~~六 優良事業所基準への適合の検証 (第二区分事業所の検証に限
る。)~~

(検証機関の登録の申請)

第五条の六 (略)

2 (略)

3 (略)

一 検証機関登録申請者 (当該検証機関登録申請者が法人である

からウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書
面

二及び三 (現行のとおり)

四 登記事項証明書及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 (現行のとおり)

六 検証機関登録申請者の役員の略歴を記載した書面

場合にあつてはその役員を、検証業務に関し成年者と同一の行
為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理
人(当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を
含む。)を含む。)が条例第八条の九第一項各号のいずれにも
該当しない者であることを誓約する書面

二及び三 (略)

四 検証機関登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項
証明書及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの

五 検証機関登録申請者が個人である場合にあつては、住民票の
写し又はこれに代わる書面

五の二 検証機関登録申請者が検証業務に関し成年者と同一の行
為能力を有しない未成年者である場合において、次に掲げる法
定代理人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

ア 個人 当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書
面

イ 法人 当該法定代理人の登記事項証明書、印鑑証明書又は
これに準ずるもの及びその役員の住民票の写し又はこれに代
わる書面

六 (略)

七 検証機関登録申請者(検証機関登録申請者が法人である場合
にあつてはその役員、検証業務に関し成年者と同一の行為能力
を有しない未成年者である場合にあつては当該検証機関登録申
請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合に
あつては、その役員)の略歴を記載した書面

4 前項の規定にかかわらず、条例第八条の六第三項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる書類のうち、その記載の内容が、既に知事に提出した第一項の検証機関登録申請書に添付したものの（第五条の九第一項の登録検証機関登録事項変更届を提出した場合にあつては、同条第二項の規定により当該届出に添付したものの）から変更がないもの（前項第四号に掲げる書類にあつては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前六月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。）については、添付することを要しない。

5 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る登記事項証明書又は印鑑証明書若しくはこれに準ずるものの提出を求めることができる。

一 検証機関登録申請者の役員（当該役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。））

二 （現行のとおり）

6 （現行のとおり）

7 第三項第六号の書面は、別記第二号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

（登録検証機関登録簿等）

4 前項の規定にかかわらず、条例第八条の六第三項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者にあつては、前項第二号から第七号までに掲げる書類のうち、その記載の内容が、既に知事に提出した第一項の検証機関登録申請書に添付したものの（第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届を提出した場合にあつては、同条第三項の規定により当該届出に添付したものの）から変更がないもの（前項第四号から第五号の二までに掲げる書類にあつては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前六月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。）については、添付することを要しない。

5 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面、登記事項証明書又は印鑑証明書若しくはこれに準ずるものの提出を求めることができる。

一 検証機関登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。））

二 （略）

6 （略）

7 第三項第七号の書面は、別記第二号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

（登録検証機関登録簿等）

第五条の七 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 検証業務を行う営業所の名称及び所在地

二 (現行のとおり)

三 役員の名

(削る)

3及び4 (現行のとおり)

第五条の八 (現行のとおり)

(登録事項変更の届)

第五条の九 (削る)

条例第八条の十第一項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の八による登録検証機関登録事項変更届により行わなければならない。

2 (現行のとおり)

(削る)

一 条例第八条の七第二項第一号の名称、代表者の氏名又は主た

第五条の七 (略)

2 (略)

一 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地

二 (略)

三 登録検証機関が法人である場合にあつては、その役員の名

四 登録検証機関が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有

しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人の名

及び住所(当該法定代理人が法人である場合にあつては、名称

代表者及び役員の名並びに主たる事務所の所在地)

3及び4 (略)

第五条の八 (略)

(登録事項変更の届)

第五条の九 条例第八条の十第一項の規定による変更の届出は、別

記第二号様式の七による検証業務営業所名称等変更届に、営業所

の所在地の変更の場合にあつては、変更後の営業所の所在地を記

載した書面を添えて、行わなければならない。

2 条例第八条の十第二項の規定による変更の届出は、別記第二号

様式の八による登録検証機関登録事項変更届により行わなければ

ならない。

3 (略)

一 条例第八条の七第一項第一号の氏名又は住所の変更(登録検

証機関が個人の場合に限る。) 住民票の写し又はこれに代わ

る書面

二 条例第八条の七第二項第一号の名称、代表者の氏名又は主た

る事務所の所在地の変更 登記事項証明書

二 条例第八条の七第一項第四号の役員の就任 登記事項証明書
並びに第五条の六第三項第一号及び第六号の書面

三 (現行のとおり)

~~(削る)~~

~~(削る)~~

四 条例第八条の七第一項第五号の検証主任者の追加 第五条の
六第三項第二号の書面

3| (現行のとおり)

第五条の十 (現行のとおり)

(検証主任者)

第五条の十一 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

五 優良事業所基準への適合の検証 優良事業所基準への適合の
検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガス
の排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に
合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適
合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了
し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級

る事務所の所在地の変更 (登録検証機関が法人の場合に限る。
) 登記事項証明書

三 条例第八条の七第一項第四号の役員の就任 登記事項証明書
並びに第五条の六第三項第一号及び第七号の書面

四 (略)

五 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の追加 第五条の
六第三項第一号、第五号の二及び第七号の書面

六 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の氏名又は住所 (当
該法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者若
しくは役員)の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更 (前号に
該当する場合を除く。) 第五条の六第三項第五号の二の書面

七 条例第八条の七第一項第六号の検証主任者の追加 第五条の
六第三項第二号の書面

4| (略)

第五条の十 (略)

(検証主任者)

第五条の十一 (略)

一から四まで (略)

五 優良事業所基準への適合の検証 (第一区分事業所の検証に限
る。) 第一区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検
証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの
排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合
計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合
の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了し

建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

（削る）

2 （現行のとおり）

（検証業務の実施方法）

第五条の十二 （現行のとおり）

一 及び二 （現行のとおり）

三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあつては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせるこ

、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。） 第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し

、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

2 （略）

（検証業務の実施方法）

第五条の十二 （略）

一 及び二 （略）

三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあつては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせるこ

と。ただし、検証主任者が前条第一項第五号に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもつて検証主任者の立会いに代えることができる。

四から六まで（現行のとおり）

2 条例第八条の十四第三項に規定する登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一から五まで（現行のとおり）

第五条の十三（現行のとおり）

（添付書類）

第五条の十三の二 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。

（削る）

一 第五条の九第一項の登録検証機関登録事項変更届

二から四まで（現行のとおり）

と。ただし、検証主任者が前条第一項第五号若しくは第六号に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもつて検証主任者の立会いに代えることができる。

四から六まで（略）

2 条例第八条の十四第四項に規定する登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一から五まで（略）

第五条の十三（略）

（添付書類）

第五条の十三の二 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあつては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

一 第五条の九第一項の検証業務営業所名称等変更届

二 第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届

三から五まで（略）

2 前項の規定にかかわらず、既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合にあつては、印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しないことができる。

(削る)

(削る)

第五条の十四及び第五条の十五 (現行のとおり)

(公平事項)

第五条の十六 (現行のとおり)

条例第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。	一 登録検証機関の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 二及び三 (現行のとおり)
条例第八条の十第一項の規定による届出があつたとき。	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二及び三 (現行のとおり)
条例第八条の十一第一項の規定による届出があつたとき。	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二及び三 (現行のとおり)
条例第八条の十一	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

第五条の十四及び第五条の十五 (略)

(公平事項)

第五条の十六 (略)

条例第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。	一 登録検証機関の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 二及び三 (略)
条例第八条の十第一項の規定による届出があつたとき。	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 二及び三 (略)
条例第八条の十一第一項の規定による届出があつたとき。	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 二及び三 (略)
条例第八条の十一	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号

第二項の規定による届出があつたとき。	号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二から四まで (現行のとおり)
第八条の十九第二項の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。	一 登録を取り消した登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二及び三 (現行のとおり)
第八条の十九第二項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を命じたとき。	一 検証業務の停止を命じた登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二から四まで (現行のとおり)

(申請書等の提出)

第五条の十六の二 第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第一節の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。以下この条において「提出書等」という。)の正本の提出に加え、その写し一通の添付に代えて、提出書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うことができる。

(地球温暖化対策報告書の作成等)

第五条の十七 (現行のとおり)

第二項の規定による届出があつたとき。	号、登録区分及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 二から四まで (略)
第八条の十九第二項の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。	一 登録を取り消した登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 二及び三 (略)
第八条の十九第二項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を命じたとき。	一 検証業務の停止を命じた登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 二から四まで (略)

(申請書等の提出)

第五条の十六の二 第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第一節の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。以下この条において「提出書等」という。)の正本に、その写し一通に代えて、提出書等に記載すべき事項を、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。

(地球温暖化対策報告書の作成等)

第五条の十七 (略)

2及び3 (現行のとおり)

4 条例第八条の二十三第一項第一号に規定する規則で定める温室効果ガスは、事業所等において排出される二酸化炭素(住居の用に供する部分で排出されるもの及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に伴い排出されるものを除き、燃料等、水道(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第一項の水道をいう。以下同じ。))若しくは工業用水道(工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)第二条第三項の工業用水道をいう。以下同じ。))の使用又は公共下水道(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第三号の公共下水道をいう。以下同じ。))への排水に伴って排出されるものに限る。)とする。

第五条の十八 (現行のとおり)

(地球温暖化対策報告書の提出)

第五条の十九 条例第八条の二十三第一項本文及び第二項の規定による地球温暖化対策報告書の提出は、同条第一項本文の規定によるものにあつては毎年度八月末日までに、同条第二項の規定によるものにあつては毎年度十二月十五日までに、別記第二号様式の十四による地球温暖化対策報告書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策報告書を添えて行わなければならない。

ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあつては、知事が別に定める日までに行うものとする。

2 前項の規定による地球温暖化対策報告書の添付は、知事が適当と認める場合は、これに代えて、当該地球温暖化対策報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うことができる。この場合において、第八十二条の規定は、適用しない。

2及び3 (略)

4 条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める温室効果ガスは、事業所等において排出される二酸化炭素(住居の用に供する部分で排出されるもの及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に伴い排出されるものを除き、燃料等、水道(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第一項の水道をいう。以下同じ。))若しくは工業用水道(工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)第二条第三項の工業用水道をいう。以下同じ。))の使用又は公共下水道(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第三号の公共下水道をいう。以下同じ。))への排水に伴って排出されるものに限る。)とする。

第五条の十八 (略)

(地球温暖化対策報告書の提出)

第五条の十九 条例第八条の二十三第一項本文及び第二項の規定による地球温暖化対策報告書の提出は、同条第一項本文の規定によるものにあつては毎年度八月末日までに、同条第二項の規定によるものにあつては毎年度十二月十五日までに、別記第二号様式の十四による地球温暖化対策報告書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策報告書を添えて行わなければならない。

2 前項の規定による地球温暖化対策報告書の添付は、知事が適当と認める場合は、これに代えて、当該地球温暖化対策報告書に記載すべき事項を、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。この場合において、

(地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表)

第五条の二十 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第八条の二十四第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地球温暖化対策事業者の都内における主たる事務所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

第五条の二十一から第十三条の五の二まで (現行のとおり)

(特定家庭用機器)

第十三条の六 (現行のとおり)

一 エアコンデyshyona- (水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則 (昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。)) 第九十二条第一項に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの (冷房能力が四キロワット以下のものに限る。)) であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの (一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。)) に限る。以下同じ。

二及び三 (現行のとおり)

第十三条の七から第八十三条まで (現行のとおり)

附 則

第八十二条の規定は、適用しない。

(地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表)

第五条の二十 (略)

2 (略)

3 条例第八条の二十四第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地球温暖化対策事業者の都内における主たる事務所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

第五条の二十一から第十三条の五の二まで (略)

(特定家庭用機器)

第十三条の六 (略)

一 エアコンデyshyona- (水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 (昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。)) 第九十二条第一項に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの (冷房能力が四キロワット以下のものに限る。)) であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの (一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。)) に限る。以下同じ。)

二及び三 (略)

第十三条の七から第八十三条まで (略)

附 則

1から10まで (現行のとおり)

11 令和十一年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 令和三年度から令和六年度までの間に条例第五条の十五第一項の規定による申請(以下この表において「申請」という。)(第二期当初申請(平成二十九年度から令和元年度までの間に初めて同項の基準(以下「基準」という。)に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請をいう。以下同じ。))を行つた年度から起算して五箇年度の	当初申請(令和三年度から令和六年度までの間に行われた最初の申請であつて、基準に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請(第二期当初申請を行つた年度から起算して五箇年度の間に行われた申請を除く。))をいう。以下同じ。))を行つた年度	(現行のとおり)

1から10まで (略)

11 令和六年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 平成二十八年年度から平成三十一年度までの間に条例第五条の十五第一項の規定による申請(以下この表において「申請」という。)(第一期当初申請(平成二十四年度から平成二十六年度までの間に初めて同項の基準(以下「基準」という。)に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請をいう。以下同じ。))を行つた年度から起算し	当初申請(平成二十八年度から平成三十一年度までの間に行われた最初の申請であつて、基準に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請(第一期当初申請を行つた年度から起算して五箇年度の間に行われた申請を除く。))をいう。以下同じ。))を行つた年度	(略)

間に再度行われた申請を除く。)を行い、基準に適合することを知事が認めた事業所(以下「特例認定事業所」という。)(二に該当するものを除く。)		
一 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

12 及び 13 (現行のとおり)

別表第一から別表第二の二まで (現行のとおり)

別表第一の三 基準排出量算定時の特定温室効果ガス年度排出量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。)を合算する方法 イ 知事が別に定める燃料ごとに、排出の量を算定する期間(以下「排出量算定期間」という。)において温室効果ガス排出事業者の事

て五箇年度の間再度行われた申請を除く。)を行い、基準に適合することを知事が認めた事業所(以下「特例認定事業所」という。)(二に該当するものを除く。)		
一 (略)	(略)	(略)

12 及び 13 (略)

別表第一から別表第二の二まで (略)

(新設)

業所等における事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 知事が別に定める熱ことに、排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の区分

	<p>に 熱の の ン を て に に 量</p> <p>へ 排 温 事 に 供 ロ う 電 に 当 （ 時 さ 炭 表 知 ず 量</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

に
熱の
の
ン
を
て
に
に
量

へ
排
温
事
に
供
ロ
う
電
に
当
（
時
さ
炭
表
知
ず
量

ニ 排出量算定期間において
温室効果ガス排出事業者の
事業所等で再生可能エネ
ルギーを変換して得られた熱
であつて、当該事業所等に
おける事業活動に伴い使用
されているもののうち当該
温室効果ガス排出事業者が
電気等の環境価値を保有し
ていない量に、当該熱の一
ギガジュール当たりの使用
に伴い排出されるとみなさ
れるトンで表した二酸化炭
素の量として知事が別に定
める係数を乗ずる方法によ
り算定される量

ホ 排出量算定期間において
温室効果ガス排出事業者の
事業所等で再生可能エネ
ルギーを変換して得られた電
気であつて、当該事業所等
における事業活動に伴い使
用されているもののうち当
該温室効果ガス排出事業者
が電気等の環境価値を保有

していない量に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

別表第一の三の二 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準（第四条の十五関係）

検証の対象	事項	基準
特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量（条例第五条の十三第一項第二号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限り。）	算定の対象となる事業所の区域	一 （現行のとおり）
	算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点が全て選定されていること。
	算定に用いる活動量	一 エネルギーの供給を主たる事業とする事業者から供給されたエネルギーの使用量については、当該エネルギーの購入に係る当該事業者が発行

別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準（第四条の十五関係）

検証の対象	事項	基準
特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量（条例第五条の十三第一項第二号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限り。）	算定の対象となる事業所の区域	一 （略）
	算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点がすべて選定されていること。
	算定に用いる活動量	一 エネルギーの供給を主たる事業とする事業者から供給されたエネルギーの使用量については、当該エネルギーの購入に係る当該事業者が発行

		<p>した請求書等（第四 四条の十七第二項 ただし書に規定す る事業所にあつて は、当該事業に係 る燃料等の量につ いては、当該燃料 等の販売に係る当 該事業所が発行し た請求書等）に記 載された値と整合 していること。</p>	
算定の計算方法	一)	一 自らの設置する 計量器により燃料 等の使用量又は供 給量を計量してい る場合にあつて は、当該計量器が 適正なものと認め られること。	二)
算定された量の値	一及び二	（現行の	）

		<p>した請求書等に記 載された値と整合 していること。</p>	
算定の計算方法	一)	一 自らの設置する 計量器により燃料 等の使用量を計量 している場合にあ つては、当該計量 器が適正なものと 認められること。	二)
算定された量の値	一及び二	（略）	）

<p>基準排出量（条例第五条の十三第二項第一号イに規定する方法により算定したものに限る。）</p>	算定の対象となる事業所の区域	一（現行のとおり）
	算定に用いる排出標準原単位	一及び二（現行のとおり）
	算定に用いる排出活動指標値	一及び二（現行のとおり）
	算定の計算方法	一（現行のとおり）
	算定された量の値	一及び二（現行のとおり）
<p>基準排出量（条例第五条の十三第二項第一号ウに規定する量に限る。）</p>	算定の対象となる事業所の区域	一 削減義務期間の終了年度の事業所の区域（条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域）と一致していること。
	算定された量の値	一 削減義務期間の終了年度の基準排出量の値に誤りがないこと。
	事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程	一 知事が別に定める期間において、事業所の用途、規

<p>基準排出量（条例第五条の十三第二項第一号イに規定する方法により算定したものに限る。）</p>	算定の対象となる事業所の区域	一（略）
	算定に用いる排出標準原単位	一及び二（略）
	算定に用いる排出活動指標値	一及び二（略）
	算定の計算方法	一（略）
	算定された量の値	一及び二（略）
<p>（新設）</p>	算定の対象となる事業所の区域	（新設）
	算定された量の値	（新設）
	事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程	（新設）

都内削減量		算定の対象となる事業所等の区域	一 (現行のとおり)	<p>度</p> <p>模、エネルギーの供給等の状況に第四条の十九第一項及び第二項に規定する変更があるかを確認し、当該変更がある場合は、第四条の十七第五項に規定する方法に従って当該状況の変更に応じた適切な量が算定されていること。</p>	
		算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所等における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点が全て選定されていること。		
		算定に用いる活動量	一 から三まで (現行のとおり)		
		(削る)	(削る)		

都内削減量		算定の対象となる事業所等の区域	一 (略)		
		算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所等における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点がすべて選定されていること。		
		算定に用いる活動量	一 から三まで (略)		
		対策の実施	一 第四条の十一の二第二号に規定す		

都外削減量	算定の計算方法	一 (現行のとおり)
	算定された量の値	一及び二 (現行のとおり)
	算定の対象となる事業所の区域	一 (現行のとおり)
	算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点が全て選定されていること。
	算定に用いる活動量	一から三まで (現行のとおり)
	対策の実施	一 (現行のとおり)
	算定の計算方法	一 (現行のとおり)
	算定された量の値	一及び二 (現行のとおり)
その他ガス削減量	算定の対象となる事業所の区域	一 (現行のとおり)

都外削減量	算定の計算方法	一 (略)
	算定された量の値	一及び二 (略)
	算定の対象となる事業所の区域	一 (略)
	算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点がすべて選定されていること。
	算定に用いる活動量	一から三まで (略)
	対策の実施	一 (略)
	算定の計算方法	一 (略)
	算定された量の値	一及び二 (略)
その他ガス削減量	算定の対象となる事業所の区域	一 (略)

る知事が別に定める対策が適正に実施されていること。

電気等環境価値保有量	算定の対象となる事業活動	一 (現行のとおり)
	算定に用いる活動量	一及び二 (現行のとおり)
	算定の計算方法	一 (現行のとおり)
	算定された量の値	一及び二 (現行のとおり)
	算定に用いる電力量	一及び二 (現行のとおり)
	算定の計算方法	一 (現行のとおり)
	算定された量の値	一及び二 (現行のとおり)
	電気等の環境価値の帰属	一 (現行のとおり)

備考 登録検証機関が検証を行うことが特に困難である場合として知事が別に定める場合に該当するときは、特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限り。)の項、基準排出量(条例第五条の十三第一項第二号イに規定する方法により算定したものに限り。)の項及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する量に限り。)の項の事項の欄に規定する事項のうち、知事が別に定めるものを検証を受ける事項から除くものとする。

電気等環境価値保有量	算定の対象となる事業活動	一 (略)
	算定に用いる活動量	一及び二 (略)
	算定の計算方法	一 (略)
	算定された量の値	一及び二 (略)
	算定に用いる電力量	一及び二 (略)
	算定の計算方法	一 (略)
	算定された量の値	一及び二 (略)
	電気等の環境価値の帰属	一 (略)

備考 登録検証機関が検証を行うことが特に困難である場合として知事が別に定める場合に該当するときは、特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限り。)の項及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第二号イに規定する方法により算定したものに限り。)の項の事項の欄に規定する事項のうち、知事が別に定めるものを検証を受ける事項から除くものとする。

別表第一の三の三 事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法
(第四条の十七関係)

区域変更部分	旧指定事業所の区分	旧指定事業所の基準排出量の算定方法		標準排出量
旧指定事業所の区域の全部	特定地球温暖化対策事業所			(現行のとおり)
	特定地球温暖化対策事業所でない事業所			(現行のとおり)
旧指定事業所の区域の一部	特定地球温暖化対策事業所	条例第五十三条第一項第一号又は第二号アの方法	(現行のとおり)	(現行のとおり)
		条例第五十三条第一項第一号イの方法	(現行のとおり)	(現行のとおり)
		条例第五十三条第二項第一号イの方法		(現行のとおり)

別表第一の三の二 事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法
(第四条の十七関係)

区域変更部分	旧指定事業所の区分	旧指定事業所の基準排出量の算定方法		標準排出量
旧指定事業所の区域の全部	特定地球温暖化対策事業所			(略)
	特定地球温暖化対策事業所でない事業所			(略)
旧指定事業所の区域の一部	特定地球温暖化対策事業所	条例第五十三条第一項第一号又は第二号アの方法	(略)	(略)
		条例第五十三条第一項第一号イの方法	(略)	(略)
		条例第五十三条第二項第一号イの方法		(略)

備考

一及び二 (現行のとおり)

三 標準排出量とは、条例第五条の十三第一項第四号に規定する規則で定める方法により算定する量であつて、新指定事業所の区域に含まれる全ての旧指定事業所の区域変更部分に係る標準排出量を合計した量が、新指定事業所の基準排出量となる。

四から八まで (現行のとおり)

特定地 球温暖 化対策 事業所 でない 事業所			条例第五条の十 三第一項第三号 ウの基準排出量 が条例第五条の 十三第一項第二 号イの方法で算 定されている場 合	出量 が 算定で きない 場合	指標適 正基準 量	(現 行 の と お り)

備考

一及び二 (略)

三 標準排出量とは、条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量であつて、新指定事業所の区域に含まれる全ての旧指定事業所の区域変更部分に係る標準排出量を合計した量が、新指定事業所の基準排出量となる。

四から八まで (略)

特定地 球温暖 化対策 事業所 でない 事業所			(新設)			(略)

別表第一の四から別表第二十まで (現行のとおり)

別表第一の四から別表第二十まで (略)